

地 区 規 約

改正

* 1 · 1 · 2 2 施 行

* 7 · 1 · 1 6 一部改正

* 1 1 · 1 · 1 7 一部改正

* 1 6 · 1 · 1 8 一部改正

通鑑第一地区

自治会

樋籠第一地区自治会会員規則(一部改正)

第1章 総 則

(目的)

第1条 この会は、会員の親睦、教養の向上並びに共同福祉の増進を図り文化的明朗な地域社会をつくることを目的とする。

(名称、事務局)

第2条 この会は、樋籠第一地区自治会と称し事務所を樋籠第一集会所におき役員が事務局を担当する。但し会員に委任することができる。

第2章 組 織

(会員、構成)

第3条 この会員は、樋籠第一地区内に居住する者とし組をもって構成する。

(役員)

第4条 この会の運営のため、次の役員をおく。

会長1名。副会長 1名。会計役1名。監事役 2名

(役員の選出)

第5条 役員の選出は役員選出会議において適任者を選出し、総会において承認を得るものとする。尚、役員の選出については、別途選出要領により定める。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、1期2年(就任年4月1日から満期年の3月31日まで)とし、再任をさまたげない。

2 欠員が生じたときは、補欠を選出し、次総会で承認を得る。

3 補欠の場合は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第7条 この会に、若干名の顧問をおくことができるものとし、役員会の議を経て会長が委嘱する。

(組長)

第8条 この会は、各組から組長を選出し組を代表し任務にあたる。
(改選期を1月1日とする)

(活動単位)

第9条 この会は、組を活動単位とし、必要により活動部会を設けることができる。

2 活動部会は、代表者(部会長)を選出する。

(任務)

第10条 会長は、会を代表し会務を総理する。総会及び会議を

- 招集し会の議長となる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、
これを代理する。総会、会議等の司会進行にあたる。
- 3 会計役は、会の会計を司り、監査を経て、総会で報告する。
会議等の書記を兼務する。
- 4 監事役は、業務の状況、及び会計を監査し、その結果を
総会に報告する。
- 5 顧問は、この会の相談役となり、役員会からの諮詢に応え
ると共に役員を補佐する。
- 6 組長は、会務の審議、行政関係の委任業務、及び地域内の
連絡調整にあたる。
- 7 各部会長は、それぞれ部会内の業務を司る。必要に応じ
会務の審議に参加する。

第3章 運営

(総会)

第11条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、年1回会計年度終了2ヶ月以内(通常1月第
3日曜日)に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の
1以上の要請があつたとき開催する。
- 4 会の運営は、役員、顧問、組長による。

(総会の定数)

第12条 総会は、会員の過半数の出席によって成立し、議案は
出席者の3分の2以上の賛成によって成立する。但し議決権
は委任することができる。

(総会への付議)

第13条 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 規約の制定、及び改廃に関する事項。
- (2) 役員に関する事項。
- (3) 地区費に関する事項。
- (4) 予算、決算及び事業計画、実施に関する事項。
- (5) その他、役員会で必要と認めた事項。

(会議)

第14条 この会は、必要に応じ会議を開催する。会議は、役員、
顧問・組長・部会長・役員選出会議等とし、合同もしくは

- 単独で開催する。
- 2 会議は、過半数の出席をもって成立し、議案は出席者の
多数決により成立する。
- 3 役員、組長会議は、総会に次ぐ決議機関とする。

第4章 事業

(事業の種類)

第15条 この会は、目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 公共、及び諸団体との連絡調整に関すること。
- (2) 地域の活性化、及び親睦に関すること。
- (3) 生活、健康、教養の向上に関すること。
- (4) 祭礼、慶弔等に関すること。
- (5) 横籠第一地区集会所管理運営に関すること。

（6）その他、必要な事項。

第5章 会計

(会費)

第16条 この会の経費は、会費、助成金、及び寄付金等をもってある。

2 会費については、別途細則により定める。

(会計年度)

第17条 この会の会計年度は、1月1日から12月31日までとする。

(予算、決算)

第18条 この会は、事業計画にもとづく予算書、並びに決算書を作成し役員、顧問、組長合同会議の議を経て総会の承認を得る。

(手当の支給)

第19条 この会は、役員、組長等に手当を支給することができる。

支給については、別途細則により定める

(監査)

第20条 監事役は、年1回事業の状況及び決算について監査し、総会時に報告する。

附 則

1 この会は、必要により細則及び実施要領等を設けることができる。

- (1) 役員選出及び引継要領。
- (2) 会費取扱細則。
- (3) 役員等手当支給細則。
- (4) 慶弔、見舞金等支出細則。

2 横籠第一地区集会所及び備品等を使用するときは、「集会所管理

運営規約」による。

3 この会則の改廃は、総会の議決による。

4 この会則は、平成元年1月日から施行する。

平成3年1月20日一部改正。

平成16年1月18日一部改正。